



平成 30 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 シリコンスタジオ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 寺 田 健 彦
(コード：3907、東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートサービス本部長
梶谷眞一郎
(TEL. 03-5488-7070)

(変更)「第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、平成 30 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権に関して平成 30 年 2 月 16 日付で当社と割当予定先との間で締結された新株予約権買取契約に係る変更契約(変更後の契約を、以下「本買取契約」といいます。)を、割当予定先との間で締結することを決議いたしましたので、平成 30 年 2 月 16 日付に公表した「第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ」を下記のとおり一部変更いたします。

記

1. 変更理由

投資家保護の観点から行使制限措置等の定めを設ける本買取契約を割当予定先との間で締結することとし、以下のとおり変更を行うものであります。

なお、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングより、本買取契約締結を考慮した場合においても、本新株予約権の評価額は発行価額を上回らない事を確認いたしましたので、当社は、本新株予約権の発行価額について、特に有利な金額に該当しないものと判断いたしました。

2. 変更箇所

変更箇所は、下線で示しております。

1. 募集の概要

イ. 第 6 回新株予約権

(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①各割当予定先が、それぞれに割り当てられた第 6 回新株予約権の全部を、その行使期間の初日(平成 30 年 4 月 4 日)に全て行使すること(ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。)、②上記①にかかわらず、第 6 回新株予約権の修正後の行使価額が当初行使価額の 50%に相当する額(以下「第 6 回新株予約権下限行使価額」という。)を下回った場合、割当予定先は第 6 回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)第 6 回新株予約権の修正後の行使価額が第 6 回新株予約権下限行使価額の 109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成 30 年 4 月 4 日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は上記①の行使義務を免れること等について合意しております。詳細については、別記 6. 割当予定先の選定理由等 (5) その他をご参照ください。
-----------	--

	第6回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。
--	--

ウ. 第7回新株予約権

(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①各割当予定先がそれぞれに割り当てられた第7回新株予約権の全部を、その行使期間の初日（平成30年5月7日）に全て行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。）、②上記①にかかわらず、<u>第7回新株予約権の修正後の行使価額が当初行使価額の50%に相当する額（以下「第7回新株予約権下限行使価額」という。）を下回った場合、割当予定先は第7回新株予約権を行使してはならないこと、</u>③上記①にかかわらず、(i) <u>第7回新株予約権の修正後の行使価額が第7回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年5月7日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は上記①の行使義務を免れること等</u>について合意しております。詳細については、別記6. 割当予定先の選定理由等 (5) その他をご参照ください。</p> <p>第7回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
---------	--

オ. 第9回新株予約権

(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①第9回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）が当該時点における第9回新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する第9回新株予約権の50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。）、②上記①にかかわらず、<u>第9回新株予約権の修正後の行使価額が第9回新株予約権の当初行使価額の50%に相当する額（以下「第9回新株予約権下限行使価額」という。）を下回っている間、割当予定先は第9回新株予約権を行使してはならないこと、</u>③上記①にかかわらず、(i) <u>上記②に定める場合、又は(ii)本買取契約の締結日から行使期間の末日（平成33年4月3日）までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第9回新株予約権に係る行使義務を免れること等</u>について合意しております。詳細については、別記6. 割当予定先の選定理由等 (5) その他をご参照ください。</p> <p>第9回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
---------	--

カ. 第10回新株予約権

<p>(8) そ の 他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、①第10回新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)が当該時点における第10回新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する第10回新株予約権の50%をそれぞれ行使すること(ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。)、②上記①にかかわらず、第10回新株予約権の修正後の行使価額が第10回新株予約権の当初行使価額の50%に相当する額(以下「第10回新株予約権下限行使価額」という。)を下回っている間、割当予定先は第10回新株予約権を行使してはならないこと、③上記①にかかわらず、(i)上記②に定める場合、又は(ii)本買取契約の締結日から行使期間の末日(平成33年5月6日)までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第10回新株予約権に係る行使義務を免れること等について合意しております。詳細については、別記6.割当予定先の選定理由等 (5)その他をご参照ください。 第10回新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
------------------	---

2. 募集の目的及び理由

(2) 資金調達方法の概要

(前略)

① (省略)

② コミットメントワラントである第5回新株予約権から第7回新株予約権は、いずれも割当予定先と当社との間の新株予約権買取契約(以下「本買取契約」といいます。)において、以下のように行使が確約される。

- ・第5回新株予約権は、その行使期間の初日である平成30年3月6日に、発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額である2,036円で行使される。
- ・第6回新株予約権は、その行使期間の初日である平成30年4月4日に、行使価額が直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されたうえで行使される。
ただし、かかる修正後の行使価額が第6回新株予約権下限行使価額を下回った場合、割当予定先は第6回新株予約権を行使してはならない。また、(i)かかる修正後の行使価額が第6回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年4月4日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第6回新株予約権に係る行使義務を免れる。
- ・第7回新株予約権は、その行使期間の初日である平成30年5月7日に、行使価額が直前取引日における普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されたうえで行使される。
ただし、かかる修正後の行使価額が第7回新株予約権下限行使価額を下回った場合、割当予定先は第7回新株予約権を行使してはならない。また、(i)かかる修正後の行使価額が

第7回新株予約権下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から平成30年5月7日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は第7回新株予約権に係る行使義務を免れる。

- ③ ターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権については、行使期間のうち当初の1年間（但し、第8回新株予約権については平成30年3月6日から平成31年2月15日まで）における行使価額（ターゲット価格）を、対応するコミットメントワラントに20%のプレミアムが付されるように設計する。具体的には以下の通りとする。
- ・第8回新株予約権は、その行使期間の始期を第5回新株予約権の行使期間の始期（平成30年3月6日）と対応させ、その行使価額について、行使期間のうち平成31年2月15日までは第5回新株予約権の行使価額の20%プレミアム（発行決議日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%）とする。
 - ・第9回新株予約権は、その行使期間の始期を第6回新株予約権の行使期間の始期（平成30年4月4日）と対応させ、その行使価額について、行使期間のうち当初の1年間は第6回新株予約権の行使価額の20%プレミアム（行使期間初日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%）とする。
 - ・第10回新株予約権は、その行使期間の始期を第7回新株予約権の行使期間の始期（平成30年5月7日）と対応させ、その行使価額について、行使期間のうち当初の1年間は第7回新株予約権の行使価額の20%プレミアム（行使期間初日の直前取引日における普通取引の終値の110.4%）とする。
- ④ ターゲットワラントである第8回新株予約権から第10回新株予約権について、行使期間のうち当初の1年間（但し、第8回新株予約権については平成30年3月6日から平成31年2月15日）を経過した場合には、当該経過時点の直前取引日における普通取引の終値に修正される。
- ⑤ ターゲットワラント（第8回、第9回及び第10回新株予約権）の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）が当該時点におけるそれぞれの新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する当該新株予約権の50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。）を確約する。ただし、第9回新株予約権及び第10回新株予約権について、行使期間における修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回っている間、割当予定先は当該新株予約権を行使してはならない。

6. 割当予定先の選定理由等

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であることを口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式については、市場の状況等を勘案し市場売却等の方法により適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。また、本買取契約において、各割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の各行使期間の初日に先立つ2連続取引日の間、東京証券取引所において、当社株式の空売りその他の当社株式の売却に係る注文を行わない旨を合意しております。

(5) その他

当社は、各割当予定先との間で、本買取契約において、主に下記の内容について合意しております。

- ・①各割当予定先は、それぞれに割り当てられた第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を、それぞれ、当該各新株予約権の行使期間の初日に全て行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とする。）。②第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、上記①にかかわらず、(a)当該新株予約権の修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当該新株予約権の行使してはならず、また、(b)(i)当該新株予約権の修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額の109%に相当する額を下回った場合、又は(ii)本買取契約の締結日から当該新株予約権の行使期間の末日までの間に、本買取契約に定める当社に重大な悪影響を与える事象が生じた場合、割当予定先は上記①の行使義務を免れること。
- ・第8回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権について、当該各新株予約権の行使期間中のいずれかの取引日において、当該取引日の取引終了時点で、当該日を含む直前の30連続取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)が当該時点における当該各新株予約権の行使価額の150%に相当する金額を超えた場合には、実務上可能な限り速やかに、各割当予定先は、当該取引日の終了時点で各割当予定先が保有する当該各新株予約権の50%をそれぞれ行使すること（ただし、当該日において、当社が本買取契約上の義務及び表明保証事項に違反していないことを条件とし、また、当該行使によって各割当予定先が当社の株式を取得したと仮定した場合に当該割当予定先の当社に対する議決権保有比率が9.99%を超えることとなる場合を除く。）。ただし、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については、行使期間における修正後の行使価額が当該新株予約権の下限行使価額を下回っている間、割当予定先は当該新株予約権を行使してはならないこと。
- ・本新株予約権の割当日から180日間、割当予定先の事前の書面による同意なしには、直接又は間接を問わず、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わないこと

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第9回新株予約権又は第10回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が当該新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような上記の新株予約権の行使を行わないことに同意し、当該新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

以上